

災害対策に関すること

～ コロナ禍における避難所のあり方について ～

建設委員会資料
令和2年8月19日
防災まちづくり部防災課

1. 事業の経緯

災害時における避難所運営については、避難所運営マニュアルに基づき行われることとなっており、平素から各避難所連絡会議において防災区民組織を中心に議論や訓練が行われてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、避難所運営における感染症対策の充実・強化が求められたことを受け、区では災害時の避難について、

- ① 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密が揃うような条件の回避
 - ② 新しい生活様式の実践
 - ③ 在宅避難や親戚宅・知人宅等への避難
- の視点から検討を進めてきた。

これらを実現するため、災害時協力協定を締結した事業者への協力要請や、必要な資機材の導入、在宅避難等の呼びかけ、震災時の区民避難所における運営指針となる標準版マニュアルの作成を行ってきた。

2. 具体的な取組

(1) 避難スペースの確保

避難者間の距離確保に伴い、一避難施設当たりの受入れ者数が減少することから、災害時の避難スペースを確保するため、災害時協力協定を締結しているホテル旅館組合や、帰宅困難者の受入れを行う民間事業者に対して、避難者受入れの要請を行い、協議を進めている。

(2) 必要な資機材の整備

避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策に必要な資機材を、優先順位を付けて順次整備している。



非接触型温度計の導入



消毒液の増備



簡易間仕切りの導入

(3) 避難所運営における標準版マニュアルの作成

区民避難所における新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営の指針として「新型コロナウイルス感染症に係る避難所運営マニュアル（品川区標準版）」を作成し、避難所連絡会議の場などで区からの説明と地域での議論を進めている。

(4) 区民への周知

避難所における3つの密を避けるため、避難所への避難だけではなく在宅避難を含めた様々な避難を検討することや、在宅避難に必要な備蓄を行うよう呼びかけを行っている。

3. 標準版マニュアルの主な内容

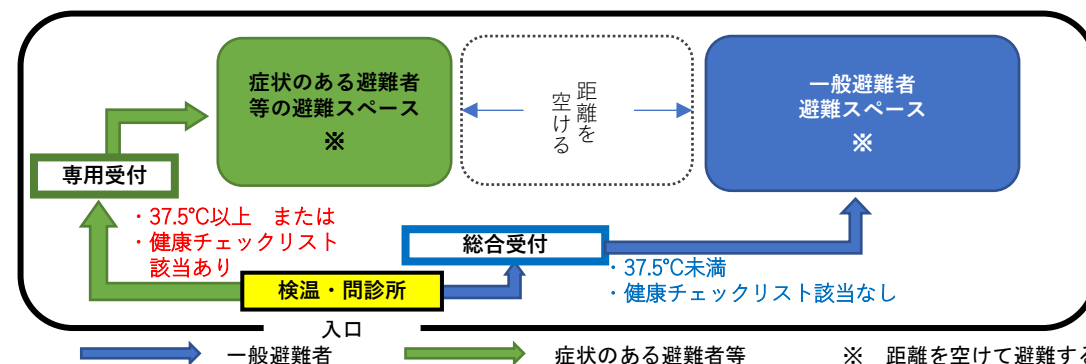
○ 構成

- I 避難所運営マニュアルに係る基本的事項
- II 区が行う区民への事前周知事項
- III 事前の準備事項
- IV 避難所開設・運営に伴う留意事項
- V 避難所の閉鎖に伴う実施事項
- VI 資料集
- VII 関連資料

○ 避難者の状態に応じた4つのゾーンへの分け

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

○ 受付・誘導の流れ



4. 課題

(1) 避難スペースのさらなる確保

協力事業者による避難スペースの提供は災害時の状況によることとなるため、さらなる確保のため新規の協力先の開拓を進めることにより、災害時協力協定の拡充が必要である。

(2) 必要な資機材等の充実

避難所における衛生環境を確保するため、必要となる資機材を区民避難所だけではなく、確保した避難スペース全てに対応できるよう充実させる必要がある。

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策の地域への周知浸透

標準版マニュアルを踏まえた避難所運営について議論や訓練を通じて周知浸透を進めるとともに、避難所ごとの運営マニュアルに反映するなど、避難所における実効性の向上を図ることが必要である。

(4) 在宅避難

災害時に自宅で避難できるよう、平素から食料品等の備蓄を進めるよう引き続き周知するとともに、区の在宅避難者支援体制を強化することが必要である。

5. 今後の方向性

上記の課題に対して、事業者との協議、避難所連絡会議での議論、様々な媒体を通じた啓発などにより可能な限り速やかに対応、解決を図り、区民が安全に避難できる体制の充実・強化を図る。

新型コロナウイルス感染症に係る 避難所運営マニュアル 【品川区標準版 ver. 1】

令和 2 年 7 月

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の流行期に発災した場合に備え、感染症対策の観点から、平成 31 年 3 月発行の避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものと位置付けています。

本マニュアルと避難所運営マニュアル【品川区標準版】で重複して記載されている内容については、本マニュアルを参考として避難所を運営いただくようお願いいたします。

なお、感染症対策については、令和 2 年 7 月時点で公表されている対策方法であり、避難所開設時には、最新の情報にご注意いただくようお願いいたします。

目 次

I 避難所運営マニュアルに係る基本的事項

- 1 マニュアルの使用にあたって
- 2 用語の説明
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について

II 区が行う区民への事前周知事項

- 1 感染防止のための避難行動
- 2 在宅避難のための準備
- 3 指定避難所以外の安全な避難先の確保
- 4 避難時に携行する持ち物
- 5 避難時の健康状態の申告
- 6 自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

III 事前の準備事項

- 1 施設の使用区分およびレイアウトに関すること
- 2 訓練に関すること
- 3 備蓄品の確認

IV 避難所開設・運営に伴う留意事項

- 1 避難所運営従事者の安全対策
- 2 避難所運営従事者の役割分担
- 3 避難所における感染症対策
- 4 症状の発生した避難者等への対応
- 5 要支援者等に対する対応

V 避難所の閉鎖に伴う実施事項

- 1 避難所運営会議
- 2 区

VI 資料集

VII 関連資料

I 避難所運営マニュアルに係る基本的事項

1 マニュアルの使用にあたって

(1) 目的

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめ、区民避難所における感染拡大を予防するための基本的な手順等を記載し、避難所運営マニュアル【品川区標準版】を補完するものである。

(2) 範囲

ア 利用対象

区民避難所運営を担う防災区民組織、施設管理者等とする。

イ 対象施設

品川区地域防災計画に位置付けられた避難所には、「区民避難所」、「補完避難所」、「二次避難所」、「福祉避難所」の4種類がある。

本マニュアルの記述対象は、「区民避難所」とする。以降、本文中では「区民避難所」を「避難所」と記載する。

(3) 更新

本マニュアルは次の場合に随時更新するものとする。

ア 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する新たな技術的助言、教訓が明らかになったとき。

イ 実施した避難所訓練等において改善事項が明らかになったとき。

2 用語の説明

用語	説明
感染者	新型コロナウイルス感染症の診断が確定した者
自宅療養者 (感染者)	無症状病原体保有者および軽症患者のうち、基礎疾患等がなく、医師が症状等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者
濃厚接触者	新型コロナウイルス感染症と診断された患者の同居者等 ※ 濃厚接触者は、PCR 検査等、感染確認検査を実施し、陽性だった場合は、感染者として対応する。陰性だった場合は、最終接触日より 14 日間は健康監視対象として、症状出現の有無を保健所が原則、毎日確認し、症状出現した場合は、再度、感染確認検査を実施することが定められている。(令和2年7月現在)
症状のある避難者	咳・発熱等の感染の疑いがある者
症状のある避難者等	感染者・自宅療養者・濃厚接触者・症状のある避難者をいう
ゾーニング	居住区分を定めること
クラスター	感染者の集団

3 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への対策として、クラスターの発生を防止することが重要である。このため、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密がそろうような条件を回避することが基本となる。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかを先ず考える。

Ⅱ 区が行う区民への事前周知事項

1 感染防止のための避難行動

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保すること。避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、避難所への避難だけではなく、様々な避難行動を検討する。

(1) 風水害時

台風等の風水害時には、区からの避難情報等を確認の上、避難する。特に、高齢者等避難に時間がかかる方および一緒に避難する方は、自らの避難行動について、早めに検討する。

（避難方法に関する検討事項）

ア ハザードマップを確認し、浸水または土砂災害の危険がない場所に居住している方は、自宅に留まり安全を確保することも可能である。

イ ハザードエリア内に居住している方は、区からの避難情報等に基づき、災害事象ごとの避難所等の安全な場所に避難をする。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難する際は、避難先での新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮することが必要となる。

ウ 豪雨等により、外へ避難することが危険な場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに頑丈な集合住宅の上層階等の安全な場所があればそこに移動したりする等、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想される。

避難生活での環境変化による体調不良を起こすこともある。また、密集を回避する点からも、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」を検討する。

（避難所へ避難する際の備え）

ア 避難所に人が多く集まることで、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するリスクがあるため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する。

イ 避難所内での接触機会を減らすため、体温計・消毒液・除菌シート等の衛生品やタオル・歯ブラシ等の清潔品、水・食料等必要な物は、各自であらかじめ確保した上で避難する。

2 在宅避難のための準備

災害が発生した後の自宅での避難生活に備えて、食料品・生活用品やトイレの備蓄品を確保しておく。

(1) 食料品を揃える際のポイント

ア 食料品は、最低3日分、なるべく1週間分確保する。

イ 飲料水の目安は、1人1日3リットル

ウ 主食（米・パン・麺）＋主菜（肉・魚・卵・豆）＋副菜（野菜・海そう・きのこ）の組み合わせを心がける。

(2) 生活用品を備えるポイント

ア ライフライン（電気・上下水道・ガス）が止まることを前提に考えておく。

イ 普段から身につけているもの、常用している薬等、個人で必要とするものも備蓄品として備えておく。

3 指定避難所以外の安全な避難先の確保

各種の災害の発生を見据えて、指定された避難所への避難にこだわらず、親戚・知人宅等の安全な避難場所を事前に複数検討しておく。

4 避難時に携行する持ち物

避難するときに、最小限必要なものをすぐに持ち出せるように非常持出品を整理し、準備しておく。

(1) 一般的に必要なもの

ア 貴重品（現金、通帳、身分証明書等）

イ 食料品（非常食、飲料水等）

ウ 便利品（万能ナイフ、懐中電灯、軍手、ヘルメット等）

エ 衛生用品（常備薬、マスク、携帯用消毒液、体温計等）

オ その他（携帯電話、充電器、携帯用ラジオ、モバイルバッテリー、緊急時の連絡先等）

(2) 個別に必要なもの

非常持出品には、一般的に必要なものの他に、個別に必要なものを追加しておく必要がある。

特に女性、高齢者、障害者、乳児がいる家庭およびペットのいる家庭等はそれぞれ必要なものを事前に準備しておく。

5 避難時の健康状態の申告

避難所では、健康状態の申告および検温（非接触型温度計による）を受ける。特に発熱、咳等自覚症状のある方は、必ず申告する。

その際、症状や状態により、避難スペースが分かれるため、避難所運営従事者の指示に従う。

6 自宅療養中の新型コロナウイルス感染者の避難行動

(1) 基本的な考え方

自宅療養者は、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であり、保健所等から伝達された災害時の対応・避難方法等

に沿って、避難を行う。

ただし、災害の規模等によって、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、区民避難所派遣職員の指示を受ける。

(2) 避難所に避難した際の注意事項

確実なマスクの着用による周囲への感染拡大防止を行うとともに、他の避難者との接触を最小限にしつつ、区民避難所派遣職員と連携し、専用の避難居室に移動する。

なお、可能な限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等へ移送されることを前提に行動する。

Ⅲ 事前の準備事項

1 施設の使用区分およびレイアウトに関すること

避難所施設内の各諸室等の利用管理割り当てを、新型コロナウイルス感染症に対応した割り当てへの変更が必要なため、以下の点について検討する。

なお、検討にあたっては、「Ⅳ－３－(3) P.11」を参照する。

(1) ゾーン

避難者を、以下の４つのゾーンへ区分けする。

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

(2) ゾーニングレイアウト

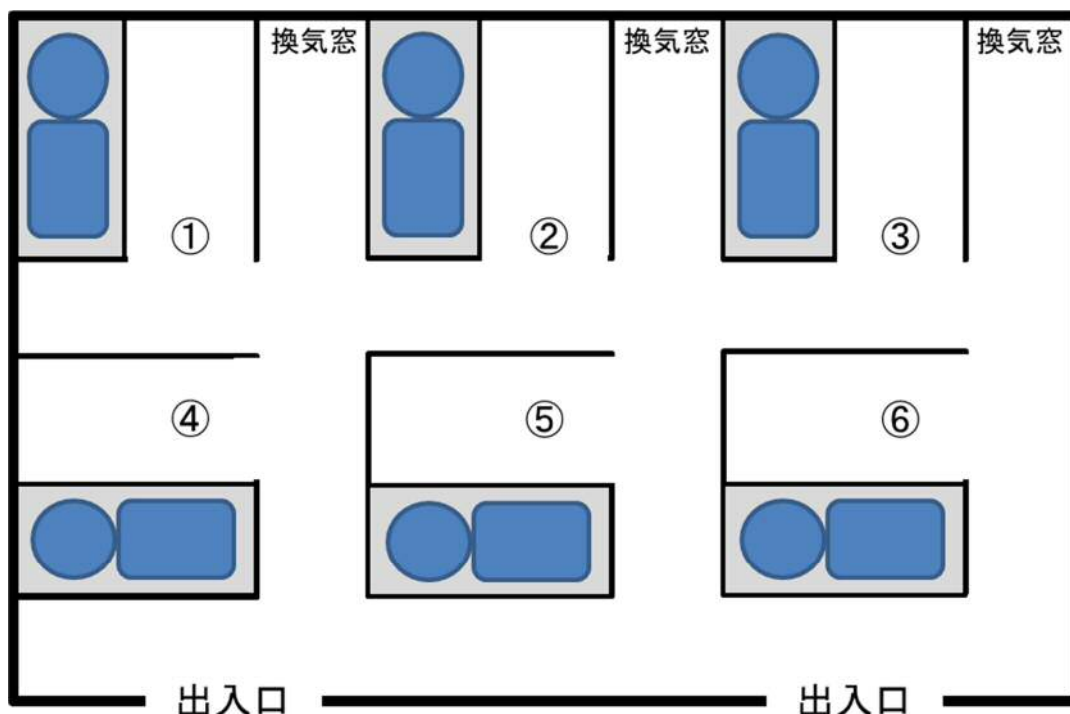
上記ゾーンごとに生活動線が交わらないようなレイアウトを検討する。（レイアウト例は、資料１参照）

なお、各ゾーンの規模は、災害時の感染状況等により定める。

(3) ゾーンA・B・Cにおける利用スペース

ゾーンDとは、完全に部屋を分ける等の配慮をする。

図) ゾーンA・B・Cのレイアウト例

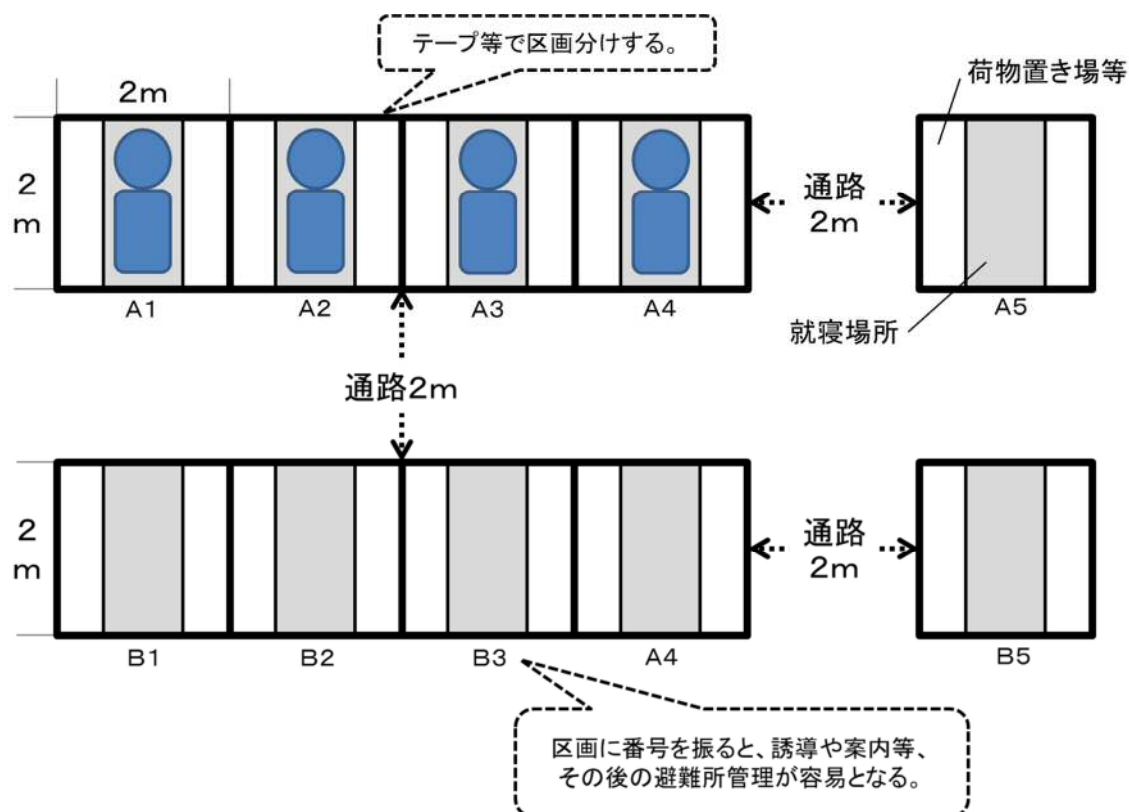


(4) ゾーンDにおける利用スペース

寝床の間隔を2m（最低1m）離れた居住スペースを設置する等の配慮をする。区画に番号を振るとその後の避難所管理が容易となる。

また、個人情報保護の観点からも番号振りを推奨する。

図) ゾーンDのレイアウト例



※ 考え方

避難者1人分のスペースの中央を就寝スペースとし、両側を荷物置き場等にすることで、隣との間隔を1m確保する。

2 訓練に関すること

新型コロナウイルス感染症流行以前に想定していた避難所運営から、大きく変更する部分があるため、「IV-3-(3) P.11」に基づき、避難所開設訓練・避難所受付訓練、備蓄物資配給訓練および衛生管理訓練等の実施を検討する。

なお、訓練等の実施が難しい場合でも、特に衛生面への配慮方法等については、事前の確認を実施する。

3 備蓄品の確認

以下のとおり備蓄品を追加する。

品名	数量
非接触型温度計	1 個
フェイスガード	検温者用 2 枚 一般受付従事者用 1 枚

※ 区民避難所派遣職員分を除く。

IV 避難所開設・運営に伴う留意事項

1 避難所運営従事者の安全対策

- (1) マスクを着用し、手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行う。
- (2) 従事内容に応じて、ビニール手袋・フェイスガード等を着用し、感染予防を行う。
- (3) 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意する。
- (4) 発熱等の症状が出た場合は、ただちに業務を中断し、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。

2 避難所運営従事者の役割分担

避難所運営会議で話し合い、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の役割分担を行う。

	役割	人数	内容
1	ゾーン設営（主に開設時）	全員	各ゾーンの整備（片付け、仕切り等）、案内や動線の表示
2	検温・問診所	2	避難者の検温、健康状態の聞き取り
3	一般受付	2	受付、避難者名簿の記載
4	専用受付（区職員）	1	症状のある避難者等の受付、避難者名簿の記載
5	誘導	2	避難者の案内、誘導
6	物資	2	マスク、消毒液等の準備、配置、補充

※ 人数はあくまで目安であり、役割も、避難所の状況に応じて追加・変更する。

※ 症状のある避難者等については、区民避難所派遣職員が対応することを基本とする。

3 避難所における感染症対策

検温・問診所にて避難者全員の検温・健康状態の聞き取りを行った後、一般受付および専用受付でそれぞれの受付を行う。その際、一般避難者と症状のある症状のある避難者等の動線が交わらないように留意する。

受付・誘導の流れのイメージについては、資料2を参照する。

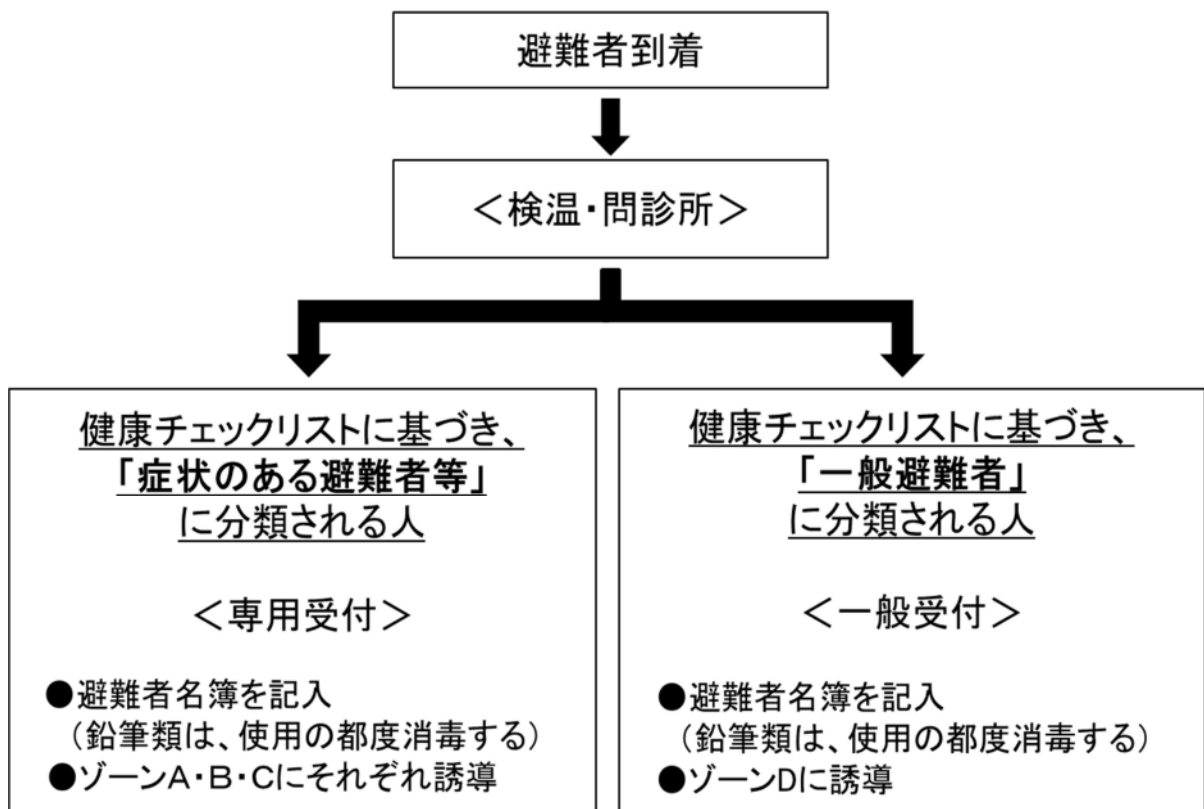
※ 避難者にゾーンを割り振るまでの間、密にならないよう、一時待機スペースを用意する等の対応を行うとともに、気象状況等に応じ、屋根のある施設等において検温・問診を行う等、避難者に対し、柔軟に配慮する。

(1) 検温・問診所

ア 受付対応準備リスト（資料3）に基づき、用品を取り出す。

イ 非接触型温度計の電源を入れ、温度計が正常に作動するか確認する。

- ウ 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べる。
 - エ 非接触型温度計の、測定センサー部分を額と垂直にし、額から約3cm離して検温する。検温の際は、避難者と距離を保つよう留意する。
 - オ 健康チェックリスト（資料4）に基づき健康状態の聞き取りを行い、一般受付または専用受付に誘導する。
 - カ 避難者以外に、むやみに外来者が出入りすることがないように、入口の管理を厳正にする。
- (2) 一般受付および専用受付
- ア 受付対応準備リスト（資料3）に基づき、用品を取り出す。
 - イ 受付机に、アルコール消毒液を設置する。
 - ウ 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、一列に並べる。
 - エ 避難者が名簿記入に用いる鉛筆類は、アルコール消毒液により、使用の都度、消毒する。
 - オ マスクを持参していない避難者のため、備蓄のマスクを用意する。
- ※ 避難者名簿を作成し、各避難者が滞在する部屋、スペース・区画等も記録する（新型コロナウイルス感染症の新規発症者が生じた場合にその濃厚接触者を後追いするため）。
 - ※ 避難者数（症状のある避難者等の人数等も含め）は、定期的に避難所運営会議および区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部に報告する。
- 図）受付に係る一連の流れのイメージ



(3) 避難スペース等の設営

ア 避難スペースおよび動線の設営

- (ア) 健康チェックリスト（様式４）の結果に基づき、以下のとおりゾーンを割り当て、それぞれ動線を分離する。

《ゾーンと対象者》

名称	対象者
ゾーンA	自宅療養者（感染者）
ゾーンB	濃厚接触者
ゾーンC	症状のある避難者
ゾーンD	一般避難者

※ 対象者の判断基準については、ゾーニングの目安（様式４）を参照

- (イ) ゾーン内での移動については、専用通路・階段をそれぞれ用意することが望ましい。別々の通路・階段が難しい場合は、時間的分離や消毒等の工夫をしたうえで兼用するためのルール作りを行う。ただし、一般避難者との兼用はしないこと。

- (ウ) 避難者が利用するトイレも同様に分離する。

- (エ) 衛生管理のため、土足での立ち入りを禁止する。

- (オ) 避難スペースでは、避難者間で2 m（最低1 m）の間隔を確保する。

※ 感染症リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者および妊産婦等ならびに障害者等については、避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内すること等を推奨する。

- (カ) 避難スペースの入口を常時開放する等、十分な換気を行う。

- (キ) 共同空間（受付、掲示板、電話スペース、充電場所、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室（男女別）、洗濯場・物干し場、ゴミ置き場等）は、それぞれ密にならないように、工夫する。

※ 共同空間の通路は一方通行として、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい。

- (ク) 各ゾーン内の割り振りおよび表示については、住所、性別、ニーズ、要配慮の状況等を考慮した割り振りに配慮する。

- (ケ) 割り振ったスペースへの誘導については、避難者自らが移動できるよう、案内看板等を用意する。

イ 表示等

施設内の案内表示および掲示物については、資料５を参照。

(4) 避難所生活の基本ルール

ア 避難者に求める生活規律

- (ア) マスクを着用し、手指消毒をこまめに行う。

- (イ) 掲示された健康チェックリスト（資料４）を用いて、毎日の体温・体調の確認をする。
- (ウ) 避難者同士の間隔は、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）開けることを意識して過ごす。
- (エ) 靴はビニール袋等に入れて各自で保管する。
- (オ) 熱中症対策のため、こまめに水分を補給する。
- (カ) 深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、定期的な軽い運動が推奨される。

イ 避難生活における日課

避難生活下で健康を維持するため、ラジオ体操等を日課にする。

<日課の一例>

- 07:00 起床
- 08:00 全体会議（朝）
- 08:30 館内清掃および検温①
- 10:00 ラジオ体操①
- 11:30 昼食の配給
- 16:00 ラジオ体操②
- 16:30 館内清掃および検温②
- 17:00 全体会議（夕）
- 18:00 夕食の配給
- 22:00 消灯

(5) 運営上の配慮事項

ア 情報共有（掲示板等）

- (ア) 地域の被害情報や復旧情報等の様々な情報を避難者に提供するため、避難者向けの情報掲示板を設置する。
- (イ) 感染症対策として、テープ類で掲示板周りのエリアを囲い、順番でエリア内に入る等、密にならない工夫をする。
- (ウ) 災害情報のみならず、感染症情報等についても、最新の情報提供に努める。

イ 健康状態と人員のチェック

- (ア) 避難者全員に毎日の検温および、健康チェックリスト（資料４）を用いた確認を求める。
- (イ) 症状がある避難者が発生した場合は、「Ⅳ－４ P. 16」の内容に沿って、対応する。
- (ウ) 避難者の退去等、避難者名簿に変更があった場合の修正は、避難所運営会議で管理を行う。
- (エ) 避難者名簿と各ゾーンに実際に避難している人数が一致するよう、管理を行う。

ウ 避難者の要望事項の収集

- (ア) 相談窓口および意見箱等を設置し、避難者の要望事項を収集・把握する。
- (イ) 把握した要望事項は、避難所運営会議に諮り、可能な範囲で以後の避難所運営に反映する。区民避難所派遣職員は、要望事項を区災害対策本部に報告する。

エ 消毒

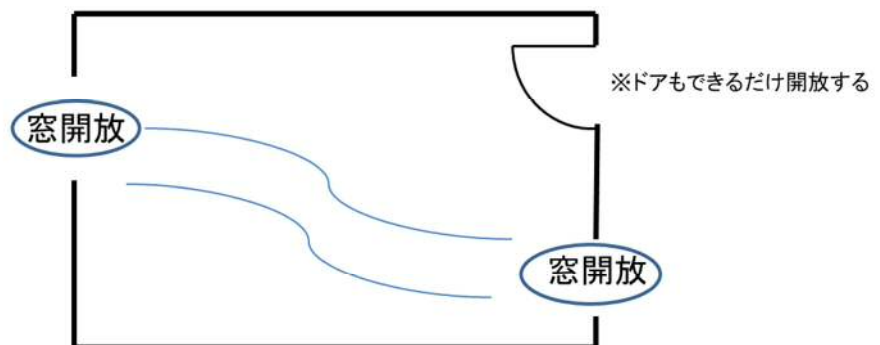
- (ア) 特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等の共用部分）は一日を通じてこまめに消毒する。
- (イ) 電話・携帯充電器等は、定期的に清掃や消毒を行うとともに、順番制にする等、密にならない生活ルール作りを行う。

オ 換気

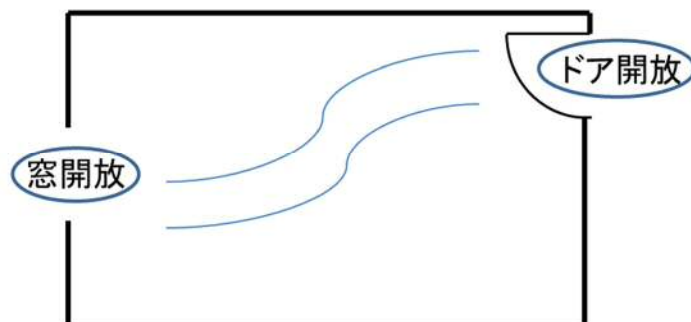
- (ア) 避難所内の通気性を保つため、可能な限り窓を開け、換気を行う。
 - ※ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。
- (イ) 2方向の窓を同時に開けて換気をするが、窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- (ウ) 換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。

図) 換気の方法

○窓が複数個ある場合



○窓が1つしかない場合



カ 食料配布

- (ア) 調理する場合、調理従事者は、マスクに加えてビニール手袋を必ず着用する。
- (イ) 作業台や配膳道具等を事前に消毒する。
- (ウ) 食器は、ラップをかける等の工夫をして、1回ごとに取り換えて再利用する。
- (エ) 一人分ずつ小分けにして配食する。
- (オ) 順番制にする等、配食時の密を避けるための工夫をする。
- (カ) 避難者が食事の前の手指消毒を容易に行えるようにする。
- (キ) 食事スペースについては設置を推奨しない。設置する場合は、順番制にする、向かい合わせのイスの配置を避ける、消毒を徹底等、感染症対策のための運用ルールを作成する。
- (ク) 食べ残しや使い捨て容器については、避難者が自分で分別してごみ袋に密閉し、担当者が回収する。
- (ケ) 炊事場は使用後に必ず消毒する。
- (コ) 症状のある避難者等については、各避難居室前に食料を置いて渡すとともに、使用した容器については、感染廃棄物として取り扱う。

キ 物資配布

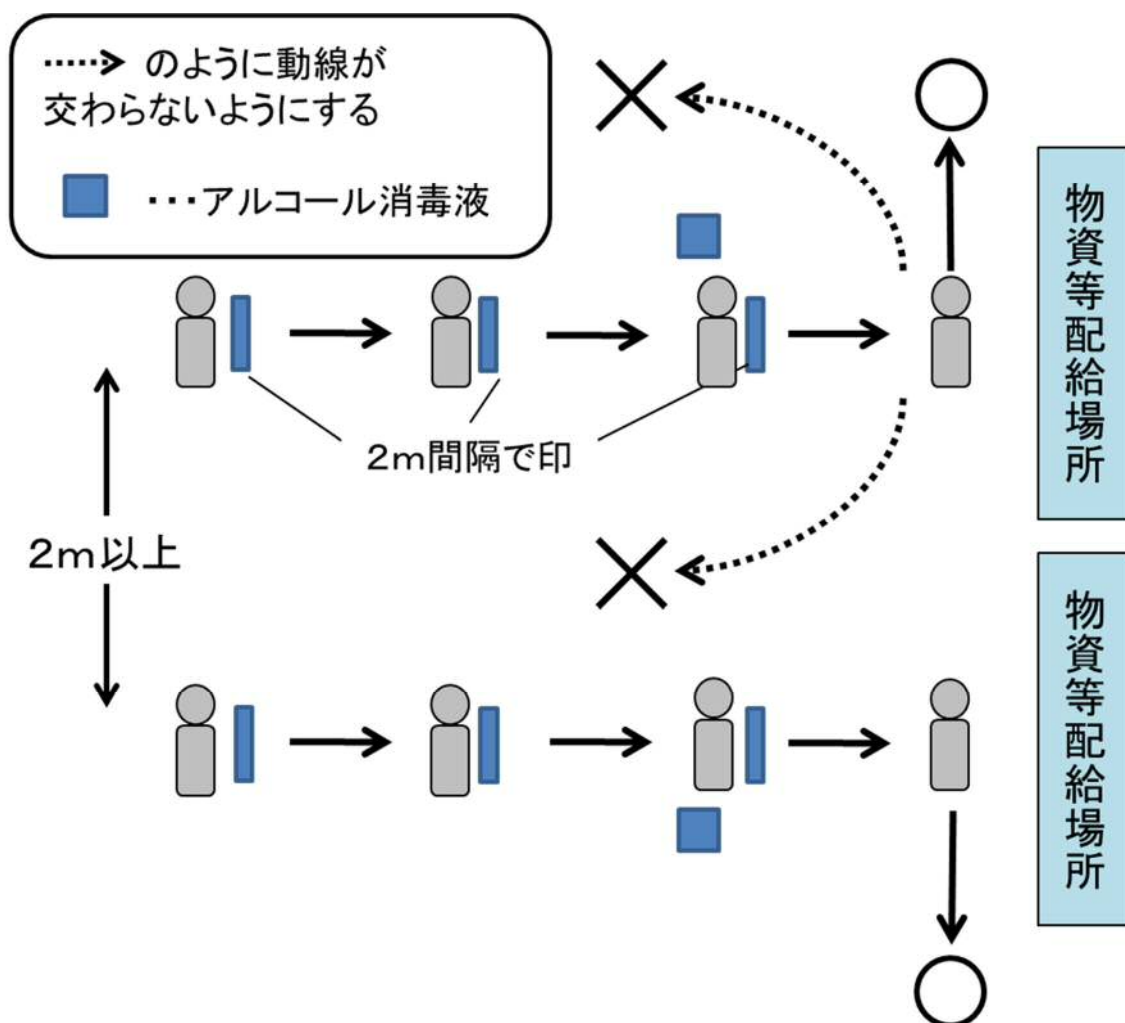
- (ア) 配布場所を複数設けたり、配布するタイミングを部屋ごとに分散したりする等の工夫を行う。
- (イ) 物資配布従事者は、マスク、手袋等の着用を徹底する。
- (ウ) 物資配布の前後に机の消毒を徹底する。
- (エ) 整列の際、2 m間隔で印をつける（テープ類を用いる）等、動線を明示し誘導する。
- (オ) 移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営従事者等が直接配布する。
- (カ) 症状のある避難者等については、各避難居室前に物資を置いて渡す。

ク 在宅避難者等への支援

避難生活が長期化した場合、在宅や避難所外で食料・物資を必要としている人には、避難所を拠点とした配布や健康相談等の支援を行うことも想定される。

物資等の配布を行う際は、避難所が混雑しないように、物資配布場所を確保する等の工夫を行うことが望ましい。支援方法等の詳細については、区民避難所派遣職員を通じて、区災害対策本部と調整する。

図) 物資等配給の例



ケ トイレ

- (ア) アルコール消毒液を設置する。
- (イ) 定期的に換気を行う。
- (ウ) 掃除や消毒もこまめに行う。
- (エ) ドアノブ、水洗トイレのレバー等はこまめに消毒する。
- ※ トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要。
- (オ) 各ゾーンの避難者別にトイレを設置することを基本とするが、症状のある避難者等と一般避難者が使用するトイレは確実に分離する。
- (カ) トイレ前で密にならないルール作りを行う。
- (キ) 洋式トイレでふたがある場合は、トイレのふたを閉めて流すよう表示する。
- (ク) 手洗い場には石鹸・消毒液を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底する。

コ ごみの廃棄 (分別・集積・処分)

- (ア) 普通廃棄物と症状のある避難者等から出る感染廃棄物は分け、ご

み袋に「感染対策」等の表示をする。

- (イ) ごみ捨てを行った後は、手洗い等を行う。
- (ウ) 避難所運営従事に伴うごみ（避難所運営従事者のマスク等）は、感染廃棄物として扱う。
- (エ) 感染廃棄物について、使用済みのマスク、ティッシュ、手袋等感染につながる可能性の高い物については、ごみ袋を二重にする。また、直接触れることのないように留意し、空気を抜いてから強く縛って廃棄する。

サ 掃除・整理整頓

- (ア) 避難所内を衛生的に保つため、避難者同士が協力して定期的な清掃や寝具等の整理整頓が行われるよう、衛生管理に努める。
- (イ) 避難所は定期的に換気を行い、ドアノブ、手すり、蛇口等の共用部分はこまめに消毒する。
- (ウ) 共用スペース・居住スペース・トイレ等、避難所内の掃除のみならず、出入口やごみ置き場等の避難所周辺エリアの掃除も実施する。
- (エ) 共用スペースや避難所周辺エリアの掃除は、避難者が交代制で行うことや、定期的 to 実施するように工夫する。
- (オ) 居住スペースの掃除は、避難者各自が行うようにし、1日1回以上、定時に掃除時間等を設定し、実施するように生活ルールを定める。
- (カ) 避難者は、寝具等の整理整頓も心掛けるよう、注意喚起する。

4 症状の発生した避難者等への対応

- (1) ゾーンDの避難者に、発熱・咳・息苦しさ等、新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出現した際は、同じ居室内全員の検温および健康状態の確認を行い、他に発症している者がいないか確認するとともに、検温等により、症状が確認された避難者全員をゾーンCに移動する。併せて、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部の指示を受ける。
- (2) 発症した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤 濃度 0.05%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭く。

5 要支援者等に対する対応

- (1) 高齢者や基礎疾患を要する者は重症化するリスクが高いため、派遣された保健師等を通じ、健康状態の確認を徹底する。
- (2) 区民避難所での生活が困難または困難となるおそれがある者については、区民避難所派遣職員を通じて区災害対策本部と協議の上、二次・福祉避難所およびその他協定先への移送を検討する。
- (3) 基礎疾患等に関する個人情報の取り扱いには、十分留意する。

V 避難所の閉鎖に伴う実施事項

1 避難所運営会議

区災害対策本部からの指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり対応する。

- (1) 避難所の撤収作業を行う際は、マスク、ビニール手袋を着用する。
- (2) 区民避難所の閉鎖時は、備品および床、ドアノブ等の避難者が触れた可能性のあるものを可能な限り消毒し、拭き取る。
- (3) 避難所閉鎖に伴い、一般避難者が使用した施設から発生したごみについては、「Ⅳ－３－(5)－ケ P.16」に準じて廃棄する。

2 区

- (1) 施設管理者や区災害対策本部と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒を実施した上で、原状回復を行なう。
- (2) 症状のある避難者等が使用した施設の消毒については、区民避難所派遣職員が行う。

VI 資料集

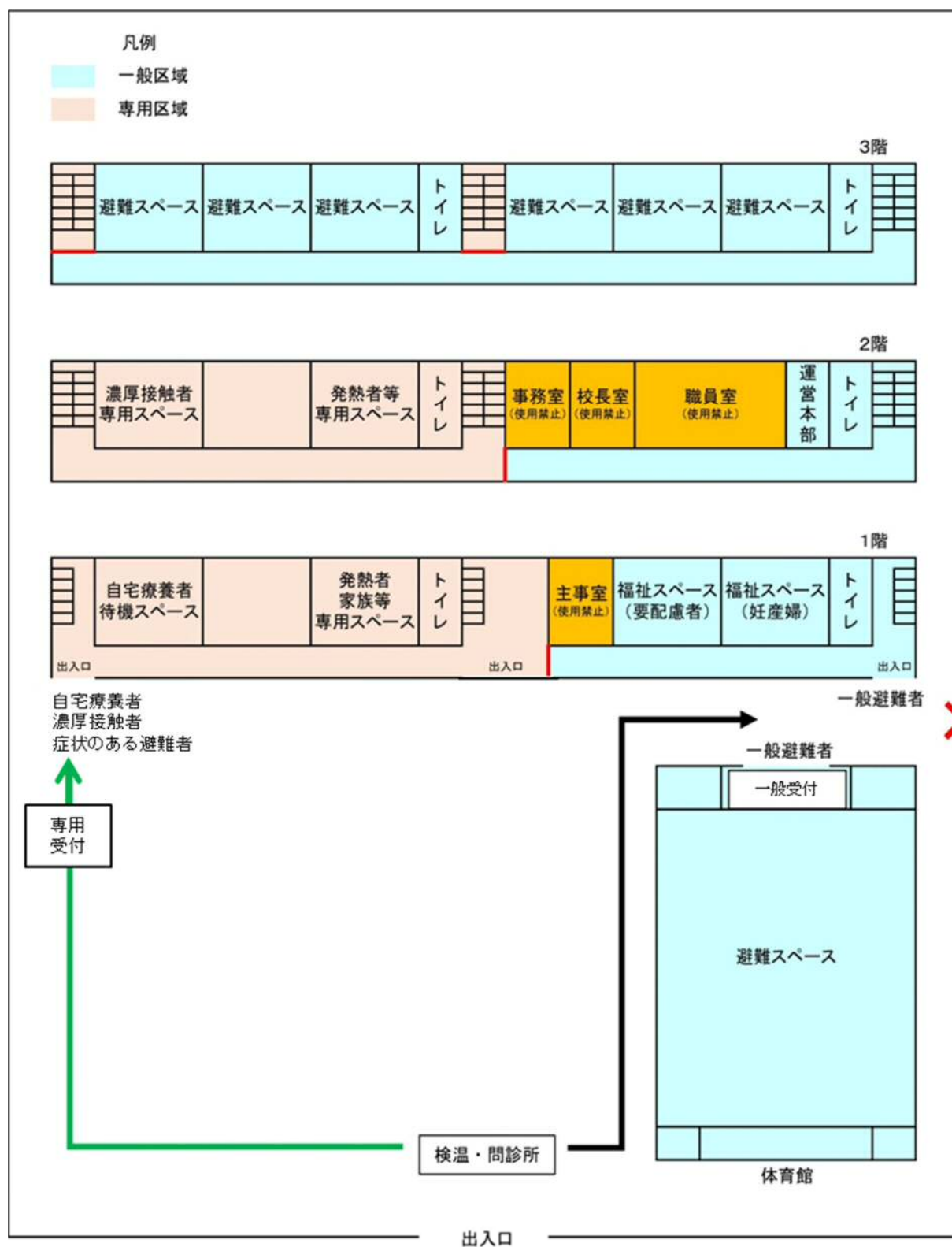
別冊「資料集」のとおり

VII 関連資料

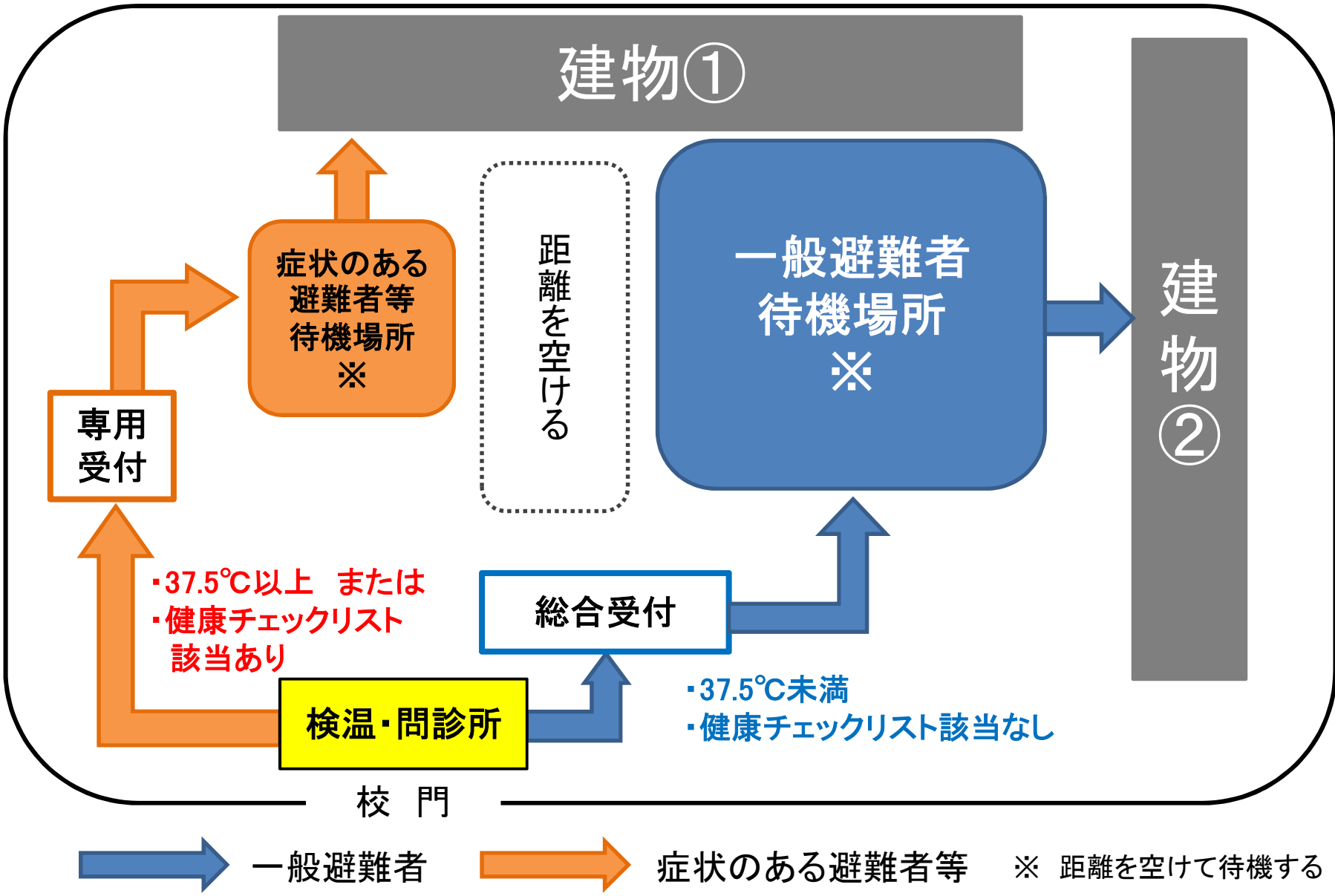
- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について』（令和2年4月1日付）
- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について』（令和2年4月7日付）
- ・内閣府『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について』（令和2年5月12日付）
- ・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する留意事項について』（令和2年5月13日付）
- ・首相官邸 HP『3つの密を避けましょう』（令和2年3月28日付）
- ・厚生労働省『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日付 令和2年5月25日変更）
- ・東京都『新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～』（令和2年5月22日付）
- ・認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）避難生活に関する専門委員会『新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック』（令和2年5月29日）
- ・内部通知『区民避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組等について』（令和2年6月5日付）
- ・内閣府『新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン』（令和2年6月8日）
- ・東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）』（令和2年6月30日）

資料集

ゾーニングレイアウト例



受付・誘導の流れ



受付対応準備リスト

検温・問診所

- ・用品リスト① 1～5の用品を準備・装着して避難者の検温・問診を行ってください。
- ・一般避難者と症状のある避難者等の動線を分けるようにしてください。

【用品リスト①】

1	☐	マスク	4	☐	非接触型温度計
2	☐	フェイスガード	5	☐	健康チェックリスト（※資料4）
3	☐	ビニール手袋			

一般受付

- ・用品リスト② 6～10の用品を準備・マスクを装着して一般避難者の受付を行ってください。
- ・名簿記入で使用した筆記具や机はこまめにアルコール消毒を行ってください。

【用品リスト②】

6	☐	マスク	9	☐	筆記具
7	☐	アルコール消毒液	10	☐	机
8	☐	避難者名簿			

専用受付

- ・症状のある避難者等への対応のため、原則区民避難所派遣職員が対応します。
- ・一般避難者と動線が交わらないよう注意し、下記用品を装着して対応します。

【用品リスト③】

11	☐	マスク	15	☐	机
12	☐	アルコール消毒液	16	☐	フェイスガード
13	☐	避難者名簿	17	☐	ビニール手袋
14	☐	筆記具			

健康チェックリスト

<チェック項目>

①	☐	現在、新型コロナウイルス感染症の陽性の判定を受けていますか？
②	☐	濃厚接触者として健康観察中ですか？
③	☐	過去 14 日以内に、海外に渡航しましたか？
④	☐	現在の体温は、37.5 度以上ですか？
⑤	☐	高熱（37.5 度以上の熱）が数日以内にありましたか？
⑥	☐	強いだるさがありますか？
⑦	☐	息苦しさ、咳や痰、喉の痛みはありますか？
⑧	☐	においや味を感じにくいですか？
⑨	☐	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか？

<ゾーニングの目安>

ゾーン	状態	判断基準	対応
A	自宅療養者	チェックリスト①にチェックがついた人	暫定的に専用のゾーンへ案内する。 移動など、その後の対応について災害対策本部（保健衛生部）に支援要請する。
B	濃厚接触者	②にチェックがついた人	
C	症状のある避難者	③～⑨で一つでもチェックがついた人	
D	一般避難者	何もチェックがつかなかった人	一般避難者用のゾーンに案内する。

（出典：「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 令和2年5月11日発行 を基に品川区が一部改変）

避難所での感染症拡大防止にご協力をお願いします

① 避難者 検温・問診所

検温・問診後、

- 一般避難者の方は、②避難者名簿記入に進んでください。
- 濃厚接触者・発熱等のある方は、専用スペースに案内します。

感染症予防のため
避難所内では
マスクを着用



こちらで **手指消毒** をして、

②避難者名簿記入

にお進みください。



間隔を2m程度空けて、順番にご記入ください。

② 避難者 名簿記入

- 筆記具を持参している方は、お持ちのものをご使用ください。
- カード記入後は、③避難者受付にご提出ください。

順次案内します。間隔を2m程度空けてお待ちください。

③ 一般受付

(避難スペースを指定します)

- 妊婦や障害者など配慮が必要な方は、お申し出ください。

順次案内します。間隔を2m程度空けてお待ちください。

③ 専用受付

(避難スペースを指定します)

- 妊婦や障害者など配慮が必要な方は、お申し出ください。

感染予防にご協力をお願いします

施設内は**土足禁止**

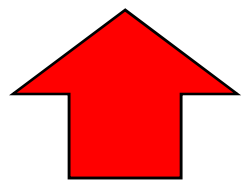


ここで室内履きに、履き替えてください。
靴はビニール袋に入れて、お持ちください。

感染予防にご協力をお願いします

入室時はここで
手指消毒をしましょう





ここから先



資料5 表示

専用区域

関係者以外 立入禁止

ここから先 専用区域

自宅療養者待機スペース 出入口 (ゾーンA)

ここから先 専用区域

濃厚接触者専用スペース

出入口

(ゾーンB)

ここから先 専用区域

症状のある避難者専用スペース

出入口

(ゾーンC)

ゾーンA

自宅療養者 専用スペース

ゾーンB

濃厚接触者
専用スペース

ゾーンC

症状のある避難者
専用スペース

ゾーンA

自宅療養者 専用トイレ

(自宅療養者以外は使用禁止)

ゾーンB

濃厚接触者
専用トイレ

(濃厚接触者以外は使用禁止)

ゾーンC

症状のある避難者 専用トイレ

(症状のある避難者以外は使用禁止)

ゾーン A

自宅療養者 専用階段

(自宅療養者以外は使用禁止)

ゾーンB

濃厚接触者 専用階段

(濃厚接触者以外は使用禁止)

ゾーンC

症状のある避難者 専用階段

(症状のある避難者以外は使用禁止)

ゾーンA

自宅療養者ゾーン

ここまで

この先 **立入禁止**

ゾーンB

濃厚接触者ゾーン

ここまで

この先 立入禁止

ゾーンC

症状のある避難者ゾーン
ここまで

この先 **立入禁止**

て あら 手洗いは

しょく ちゅう どく かん せん しょう よ ぼう 食中毒・感染症予防のキホンです

資料5 表示物

みず つか ば あい て あら て じゅん 水が使える場合の手洗いの手順



1 りゅうすい て あら せつ
流水で手を洗い、石けんをつける。



て
手のひら



て こう
手の甲



ゆび さき つめ あいだ
指先・爪の間



ゆび あいだ
指の間



おや ゆび て つつ あら
親指 (手のひらで包んでねじり洗い)



て くび
手首

8 りゅうすい
流水ですすぎ、ペーパータオルや
せいけつ すい ぶん ふ と
清潔なタオルで水分を拭き取る。
(すい ぶん のこ しょうどくこう か へ
水分が残っていると消毒効果が減る)

9 じゅうぶん りょう しょうどくざい て
十分な量の消毒剤を手のひらにとり、
②～⑦の順で手全体によくすりこんで、
し ぜん
自然にかわかす。



みず つか 水が使えないときは・・・

1 おしぼりやウェットティッシュ
で、よご 汚れをよく落とす。



2 じゅうぶん りょう しょうどくざい て
十分な量の消毒剤を手
のひらにとり、手洗い
②～⑦の順で手全体に
よくすりこんで、自然
にかわかす。



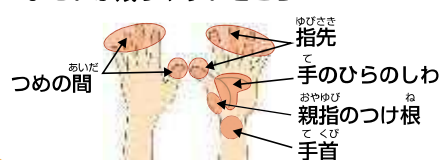
て あら 手洗いの ポイント

なが
長いつめ
×

ゆびわ
指輪・
どけい
うで時計は
はず
外す



よごれが残しやすいところ



て ふき よう
手ふき用タオル

ちようよう
共用
×



塩素系消毒液の作り方マニュアル

(次亜塩素酸ナトリウム液)

※
塩素系消毒液は塩素系漂白剤等を希釈して作ります。

塩素系消毒液は使い方を間違えると効果がなくなるだけでなく、思わぬ事故につながる場合があります。用途に応じた希釈や使用、保管時の注意事項を守りましょう。

※ ハイター、ブリーチ、ブライト、ピューラックス、ジアノックなど

希釈方法

動画で見たいときは
こちらから



おう吐物、ふん便の処理時 希釈後の濃度 約0.1%

原液濃度 5 ～ 6%の場合

500ml のペットボトル 1 本の水に
原液 10ml (ペットボトルのキャップ 2 杯)



2 リットルのペットボトル 1 本の水に
原液 40ml (ペットボトルのキャップ 8 杯)



調理器具、トイレのドアノブ、便座、衣類等の消毒 希釈後の濃度 約0.02%

原液濃度 5 ～ 6%の場合

2 リットルのペットボトル 1 本の水に
原液 10ml (ペットボトルのキャップ 2 杯)



使用するときの注意事項

- ・手指の消毒には絶対に使用しないでください。
- ・使用の際は十分に換気してください。
- ・有毒ガスが発生するため、酸と混ぜて使用しないでください。
- ・汚れが残ったまま使用すると効果が弱まります。できるだけ汚れを落としてから使用してください。
- ・漂白作用があります。容器の「使用上の注意」を確認してください。
- ・商品により塩素濃度が異なるので表示などを確認してください。

保管するときの注意事項

- ・希釈液をペットボトルで保管するときは、誤飲しないよう、容器に目立つように薬品名や濃度、希釈日を記入しておきましょう。
- ・原液、希釈液ともに、直射日光の当たらない場所で保管しましょう。
- ・危険なので子供などの手の届かないところに保管しましょう。
- ・希釈したものは時間が経つと効果が減っていくので、できるだけすぐに使い切りましょう。



トイレ清掃マニュアル



トイレが不衛生だと、感染症のまん延が懸念されるだけでなく、衛生上の問題（トイレ以外の場所がトイレとして使用される）などが発生するおそれがあります。トイレは定期的に清掃し、清潔に保ちましょう。

用意 するもの

- ・使い捨て手袋
- ・ゴム手袋
- ・使い捨てマスク
- ・使い捨てエプロン
- ・塩素系消毒液
（塩素系漂白剤等を希釈）
※ハイター、ブリーチ、ブライト、ピューラックス、ジアノックなど
- ・バケツ
- ・雑巾（拭くもの）
- ・新聞紙
- ・ほうき
- ・ちりとり
- ・モップ
- ・便器用ブラシ
- ・トイレ用洗剤
- ・ごみ袋

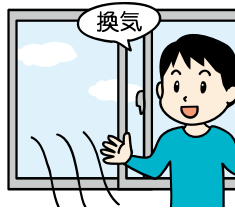


1 マスクと使い捨て手袋を着用する。

（塩素系消毒液やトイレ用洗剤の原液、ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。）



2 トイレのドアや窓を開け、換気する。



3 バケツに水を入れ、塩素系消毒液（0.02%）を作る（資料 8）。



4 トイレ内の備品（ごみ箱、サニタリーボックス等）を外に出し、ほうきで床をはく。汚物があった場合は、新聞紙等で汚染を広げないようにふき取る。



5 塩素系消毒液（0.02%）に浸して絞った布等で、手の触れる部分を拭く。

（水道の取っ手→ドアノブ→手すり→水洗レバー→ペーパーホルダー）



6 塩素系消毒液（0.02%）に浸して絞った布等で、汚れの少ない方から順に拭く。 （手洗い器→タンク→フタ→便座→便器の外側）



7 塩素系消毒液（0.02%）に浸したモップでトイレ全体の床を拭く。



8 便器の内側は、汚れがあれば便器用ブラシで擦り落とす。その後、トイレ用洗剤の原液をかけ、2～3分後にこすらずに水で流す。



9 清掃用具を片付ける。繰り返し使うものは、洗浄し、塩素系消毒液（0.02%）に30分～60分浸して消毒する。（汚物に直接触れた用具は塩素系消毒液（0.1%）で消毒する。）



10 清掃が終わったら、手袋を外して手を洗い、乾燥後、手指を消毒する。 （資料 11、多言語版：資料 12）



トイレの清掃作業に従事した後は、調理作業は避けてください。

